

集落営農法人の連携と再編

秋 葉 節 夫

広島大学大学院総合科学研究科

Cooperation and Reorganization of Community Farming Corporations

Setsuo AKIBA

Graduate School of Integrated Arts and Sciences, Hiroshima University

Abstract

In rural parts of Hiroshima Prefecture, the agricultural community has, for many years, undergone continual population decline and aging. Recently, community farming corporations have attracted increasing attention as a possible measure to counteract these circumstances. However, once a community farming corporation has been in existence for a number of years, it becomes necessary to consider the corporation's reorganization. In this paper, we examine in detail, three types of cooperation and reorganization of community farming corporations. The first is Oasa Corporation, in which agricultural production is achieved by community farming and large-scale farmhouse production. The second is Farm Support Higashi-Hiroshima, in which community farming corporations cooperate in the joint use of agricultural machinery. The third is JA Support, in which JA Miyoshi supports the collaboration of community farming corporations. What these three cases have in common is that the community farming corporation operates within the overall structure of the regional agriculture.

1. はじめに

集落営農法人は、2007（平成19）年の「品目横断的経営安定対策」、その後の「水田・畑作経営所得安定対策」の対象に含まれた影響もあり、生産条件の有利性・不利性を問わず、その数が近年とくに増加してきている⁽¹⁾。そのような集落営農法人は、集落の合意にもとづき、個別の経営体としての利益追求を越えて、地域農業の全体的なあり方を探る取り組みとも捉えることができる。さらに、すでに法人化を果たした集落営農組

織のなかには、相互に連携をすることで、集落を越えた広域的な活動を実践している事例もある。こうした集落営農法人のネットワーク化は、いわば地域における「新たな農協」としての機能を果たしているところもあり、そうした組織と農協との連携は、地域農業構築にとっても重要な課題となっている。

他方、食と農林漁業の再生会議は、「競争力・体質強化」の戦略として、「平地で20～30ヘクタール、中山間地域で10～20ヘクタールの規模の経営体が太宗を占める構造を目指す」とし

て、集落営農の推進を掲げている⁽²⁾。また、2012（平成24）年には、国は農地の出し手に対する「農地集積協力金」、農地の受け手に対する「規模拡大交付金」の創設をおこなっている。こうした議論は大規模な「担い手」経営体の育成に向けた産業政策である。

しかし、集落営農活動は、集落の農地を守る、またそのための後継者を確保するということを目的とした主体的な営みであり、草の根的なボトムアップの運動である。集落営農法人化もそのための手段である。したがって、国の施策は前提ではあるが、しかし、政策的枠組みのなかに押し込めるものであってはならないわけである。むしろ、地域の多様な取り組みに対する支援をいかにすべきなのか、この点にこそ地域政策としての具体的な方策が問われるものと思われる。

本稿では、こうした観点から、2では、複数の集落営農法人と大規模農家が共同して新たに「ネットワーク型農業法人」を設立し、事実上の「一町一農場」を実現した広島県の株式会社大朝農産の事例を対象に、その設立の経緯と現状の取り組みを検討する。そうすることで、大規模農家を中心とする集落営農法人間の連携のあり方を明らかにする。次に、3では、集落営農法人間の機械共同利用の組織化、つまり、①米価の低迷、②高齢化による労働力の減少（作業を省力化するための機械化）、③機械の更新資金問題（高額な資金を要するが、更新には補助金がない）、④コスト低減、を解決するための集落営農法人間の連携の事例である「ファームサポート東広島」を検討する。このことを通じて、集落営農法人間の連携のあり方を探ってみる。最後に、4では、JAを中心とした集落営農法人間の連携の取り組みを検討する。「JA三次集落法人グループ」のもとに、「大豆ネットワーク」「農産加工ネットワーク」「農機共同利用ネットワーク」が組織され、全体として、JA三次の支援のもとに活動している。株式会社大朝農産とは異なり、集落営農法人の広域組織化による経営の一体化ではなく、JAが集落営農法人を支援する形態である。この形態を通じた集落営農法人間の連携のあり方を検討する。そして、5では、以上の事例を通じて、集落営農法人間の

連携の今後の展開方向についても言及することになる⁽³⁾。

2. 大規模農家を中心とした集落営農法人間の連携 —株式会社大朝農産—

まず、大規模農家を中心とした集落営農法人間の連携の事例として、株式会社大朝農産を見てみたい⁽⁴⁾。株式会社大朝農産は、広島県山県郡大朝町（現北広島町）の個別大規模農家と集落営農法人が共同して設立した株式会社である。北広島町は、4つの旧町（大朝、千代田、芸北、豊平）が2005年3月に合併して誕生した町である。株式会社大朝農産の概況は後述するとして、それまでに至る経緯から触れてみたい。1977（昭和52）年、圃場整備前の小区画水田で、標高差を利用した大規模農家が発案し、「大型稲作農家研究会」が発足した。これには、経営規模3ヘクタール以上の農家が賛同し、経営規模20ヘクタールを目標に、標高差と早晚性の品種を利用した作付体系や省力化、有利販売の研究がなされ、徐々に大規模農家の規模が拡大されていった。また、他方では、集落をベースとする集落営農は、基盤整備の導入に合わせて機械利用組合として立ち上げられた。

次いで、1998（平成10）年の「緊急生産調整推進対策」によって、転作率が大幅に拡大することとなった。これに悩んだ大規模農家（初代社長K氏）が、1998（平成10）年から大豆の試作を手がけ、手作業ながら拡大をしていった。2000（平成12）年からは、町も独自で大豆生産に助成を始めることになった。こうしたなかで、大朝町では大豆作を開始する集落営農組織の設立が相次いだ。そして、2001（平成13）年、こうした動きを受けて、「大朝町大豆生産組合」が発足した。

他方、こうした大豆作の拡大の動きが進む一方で、大豆作に組みにくい大規模農家などでは飼料稲に注目していた。大規模農家には大豆は手間がかかり、家族労働だけの大規模農家には不向きとされていたこと、また大規模農家の圃場は

分散しており、大豆を団地化する見込みはないが、飼料稲は主食用稲と同じくらい簡単に組み合わせて乾田化も不要であったこと、さらには大朝町内には畜産農家も多く、その畜産農家も稲発酵粗飼料への関心が高かったことが、飼料稲の取り組みが進んだ背景にはあったのである。こうしたなかで、最初は畜産を複合経営する大規模農家（二代目社長W氏）が、乾田化を必要としない発酵粗飼料として飼料稲に組み込み、2000（平成12）年、「発酵粗飼料推進支援地区」に指定される。そして、翌年、平成13年に「飼料稲生産組合」を設立し、ホールクローブ、ラップマシーン、フロントローダーの収穫機械を導入し、飼料稲の本格的な取り組みが始まることになった。こうして、稲わら収穫を検討し、畜産農家の粗飼料確保にも取り組むことになったのである。このように、2001（平成13）年には、「大朝町大豆組合」、「大朝町飼料稲生産組合」が相次いで設立され、旧大朝町には大規模農家と集落営農法人による集落をまたぐ連携の枠組みが二つ形成されたのである。

以上の取り組みを続けるなかで、担い手の不足、稲作以外の作物の本格化などの課題を抱えていた旧大朝町の集落営農組織はその法人化に向けた話し合いを進めていた。2000（平成12）年には、「鳴滝農場」の農事組合法人化を始めとして、2001（平成13）年には1法人、2002（平成14）年には2法人、2003（平成15）年には1法人が設立された。もちろん、この時期に集落営農法人化が進んだ背景には、2001（平成13）年から広島県が集落営農組織の法人化に対して助成措置を始めたことが関わっている。

ところで、旧大朝町の集落営農法人の特徴は、そこに大規模農家が関わっているケースがあるということである。「岩戸黒瀧」とK氏、「いかだづ」とW氏、「天狗の里」とS氏である（2014年時点では、「天狗の里」とS氏は解消している）。大規模農家には、集落営農法人に参加することで、集落営農法人が所有する農業機械を利用して自らは機械を所有する必要がなくなること、また集落営農法人は大規模農家がつ販路を利用できることやオペレーターを確保できることがメリットである。大規模農家は集落内の集積農地や自作地は

集落営農法人に利用権設定ないし作業委託し、他方、自らが集落営農法人のオペレーターとなって耕作をするわけである。なお、集落外の農地は継続耕作することになるが、そこでの主要な作業は集落営農法人に委託することになっている。

こうした大規模農家も参加した集落営農組織の法人化が相次ぐ一方で、それぞれの法人は各々が目的別に組織を立ち上げ、それぞれの作業受託をおこなっていた。そのため作業が過度に集中することにもなり、作業適期を逃し、収穫や品質の低下も招いているという共通認識が出てきた。そこで、作業時期の調整による効率的な生産を目的とする「大朝町法人ネットワーク」が2003（平成15）年3月に設立された。このネットワークでは、「大朝米」をPRするための共通の米袋の印刷、大豆色彩選別機、ショットガンシーダー（水稲打ち込み式散播直播機）の導入から始まり、2004（平成16）年には無人ヘリの導入もなされ、防除の受託作業も開始されている。全体として、省力化と品質向上がはかられたわけである。

以上の取り組みのなかで、集落営農組織は法人化が進みその成果も表れていたが、大規模農家と集落営農法人を束ねている3組織はいずれも任意組織であったため、さらなる効率化と組織固めのためには、それらの組織の法人化も必要であると認識されるようになった。そこで大規模農家、集落営農法人とそれらを束ねる3組織（「大豆生産組合」「飼料稲生産組合」「集落法人ネットワーク」）を一本化すべく、品目横断的政策が導入された2007（平成19）年に、「株式会社大朝農産」が設立された⁽⁵⁾。図表1は、2014（平成26）年時点での「株式会社大朝農産」の概要を示したものである。これによれば、「株式会社大朝農産」は、旧大朝町内の7集落の集落営農法人と集落内の6つの大規模農家が共同設立している株式会社である。資本金1,630万円、株式総数163株、株主は以上の大規模農家と集落営農法人（13人）である。役員は、「取締役」11名（非常勤）、「会計事務」1名（非常勤）、計12名である。主な保有機械は、大豆用機械8台、飼料稲用3台、防除用無人ヘリ1台、製粉機1台、トラクター（野菜用）1台、堆肥散布用マニュアルスプレッダー1

台となっている。図表2は、「株式会社大朝農産」の出資者の概要を示したものである。7法人の経営面積158ヘクタール、6大規模農家の経営面積78ヘクタール、合計総経営面積は236ヘクタールに及んでいる。旧大朝町の耕地面積は584ヘクタールであるので、法人の水田カバー率は約50パーセントとなっている。事実上の「1町1農場」を実現しているわけである。

「株式会社大朝農産」の業務は、まず①機械共同利用（作業受託）である。無人ヘリ防除は、2013（平成25）年実績で392ヘクタール（内株主以外4ヘクタール）、飼料稲（WCS）刈り取り・調整し、畜産農家へ納品、2013（平成25）年実績19ヘクタール（内株主以外4ヘクタール）、堆肥散布2013（平成25）年実績36ヘクタール（散布量763トン）、大豆栽培2013（平成25）年実績0.6ヘクタールである。次いで②資材の共同購入である。これについては、種子、肥料、農薬等で、2013（平成25）年

実績2,830万円である。③生産物の共同販売である。主食用玄米では2013（平成25）年実績8,694袋（30キログラム）、米粉用玄米では、2010（平成22）年より同一肥料・農薬の使用による統一した栽培で、2013（平成25）年実績7,075袋（30キログラム）となっている。④特別栽培米の取り組みである。2013（平成25）年は、植物性の有機肥料による統一栽培で、実績は21ヘクタールである。最後に、⑤借用農地の活用である。会社借地0.8ヘクタールにおいて、野菜の試作栽培（ホウレン草、キャベツ）、加工米の多収品種の栽培などをおこなっている⁶⁾。このように、もともとは転作の機械共同利用から展開した「株式会社大朝農産」は、地域の土地利用型農業に関わる事業をとまなう広域的な組織化であり、さらに営農指導、購買、販売の機能なども有する「ミニ農協」としての内実を示している。こうした集落営農法人の育成、広域的組織化が、行政を主導とした土地利用型の地

図表1 株式会社大朝農産の概況

| | | |
|------|--|---|
| 株式総数 | 163株 | |
| 株主総数 | 13人 | |
| 資本金 | 1,630万円 | |
| 株主 | 集落営農法人 大規模農家 | 7法人 耕地面積158ha 6農家 耕地面積78ha |
| 役員 | 取締役1名(非常勤)、会計事務1名(非常勤) | |
| 保有機械 | 大豆用機械 飼料稲用 防除無人ヘリ 製粉機 トラクター(野菜用) 堆肥散布 | 8台(乗用管理機、汎用コンバイン、選粒機、選別機) 3台(ホールクローブ収穫機、ラップマシーン、フロントローダー) 1台(2010年のリース事業による導入) 1台(100メッシュ) 1台 1台 |

注:株式会社大朝農産の資料による。

図表2 株式会社大朝農産の出資者の概要

| 区分 | 出資者の名称 | 経営面積 | 構成員数 |
|-------|-----------------|---------|------|
| 集落法人 | 農事組合法人 岩戸黒瀧 | 32.5ha | 47人 |
| | 農事組合法人 いかだづ | 21.2ha | 36人 |
| | 農事組合法人 鳴滝農場 | 19.5ha | 19人 |
| | 農事組合法人 小倉の里 | 19.1ha | 31人 |
| | 農事組合法人 天狗の里 | 20.2ha | 35人 |
| | 農事組合法人 宮の庄さくら農場 | 26.5ha | 50人 |
| | 農事組合法人 ファーム寒曳 | 38.1ha | 52人 |
| 大規模農家 | W | 20.5ha | |
| | S | 12.4ha | |
| | K | 16.0ha | |
| | SA | 19.4ha | |
| | I | 8.8ha | |
| | F | 0.9ha | |
| | | 236.0ha | |

注:面積および員数は2014年9月の数値で、経営面積は利用権設定(借地)+作業受託面積である。
2014年9月の聞き取りにより作成。

域農業システムとして形成されてきた点についても注目できるわけである。

3. 集落営農法人間の連携—東広島市「ファームサポート東広島」—

ところで、集落営農法人間の連携の事例としては、東広島市の「ファームサポート東広島」を取り上げてみたい⁽⁷⁾。広島県下では地域単位での集落営農法人の連絡協議会の組織化がおこなわれており、具体的には、広島県内を東広島支部、芸北支部、三次支部、庄原支部、福山支部、尾三支部の6支部に分類し、それぞれの支部に連絡協議会が設置されている。この連絡協議会の設立の目的は、集落営農法人の設立支援、法人間連携、経営高度化のための研修会の開催などである。2000年代の広島県農政の積極的な集落営農法人の育成は、この連絡協議会を中心とした集落営農法人の設立支援のもとで急速に拡大してきた。この連絡協議会の活動では、法人間連携、経営高度化に向けた取り組みも注目されるが、全体としては、集落営農法人の設立期における推進役としての機能を果たしたソフトの支援機能の性格が強いといえる。以上の連絡協議会の取り組みを基礎として、2009年12月、具体的な法人間連携の取り組みとして「ファームサポート東広島」が設立されることになる。

この「ファームサポート東広島」が設立された背景には、①米価の低迷、②高齢化による労働力の減少（作業を省力化するための機械化）、③機械の更新資金問題（高額な資金が必要だが、更新には補助金がない）、④コスト低減の限界（既に、法人化で究極の合理化をおこなった）、があったといえる。この打開策としては、①米に代わる収益の確保、②作業省力化のための高性能機械の導入、③機械更新資金の確保、④更なるコストの低減（高性能機械の導入による人件費の削減、機械の共同利用による機械費用の低減、資材の共同仕入れによる資材費の低減）が選択肢としてありえる。そして、とくに②③④については、法人間の連携で解決できる可能性があったわけである。

そこで、2008年に、前述の法人連絡協議会東広島支部に問題提起した。ここでは時期の競合で無理だとの声もあったが、普及所の提案で実態調査をおこなうことになった。その実態調査の結果によると、田植機、コンバインともに平均50パーセントしか稼働していないことが判明した。つまり、機械の共同利用の可能性が見えてきたわけである。以上のデータを踏まえて、図表3に示す内容で、「ファームサポート東広島」が設立された。この場合、参加5法人は、法人連絡協議会東広島支部に問題提起したときに、賛意を示した法人であるが、同時に、この5法人間には、地理的に近いということのほか、既に何らかの関係があり、信頼関係が形成されていたという事情がある。図表4は、この5法人間の関係を示したものである。WCS稲収穫作業が共通するほか、耕畜連携、田植機共同利用、水稻苗取引でも業務重複が見られるのである。なお、「ファームサポート東広島」への参加を見送った法人の事情としては、設立間もない法人では、差し迫った必要性がないこと、距離的に遠いこと、利用日が調整されて制限される不安（希望日に使用できない）、前例がないため不安などがあげられる。いづれにしても、見切り発車の色彩ももちながらも、当面、5法人で出発したわけである⁽⁸⁾。

この「ファームサポート東広島」の具体的な運

図表3 ファームサポート東広島の内容

| | |
|----|---|
| 組織 | 東広島市内5法人で構成(出資金70万円) |
| 設立 | 平成21年12月 |
| 目的 | ①連携による更なるコスト低減 ②法人の設立困難な集落農地の受け皿 |
| 事業 | 農業機械の共同利用 |
| 機械 | 貸借: 田植機・コンバイン 所有: 水稻用ブームスプレアー・WCS用(コンバイン・ラッピングマシン) |

注: ファームサポート東広島資料による。

図表4 5法人間の既存連携

| | 耕畜連携 | 田植機共同利用 | 水稻苗取引 | WCS稲収穫作業 |
|---------|------|---------|-------|----------|
| 重兼農場 | ● | ● | ● | ● |
| さだしげ | ● | ● | ● | ● |
| いなき | ● | | ● | ● |
| かみみなが | | | ● | ● |
| ファーム・ウチ | | | | ● |

注: ファームサポート東広島資料による。

営方法は、①会員から機械を借り上げて再リースする。②機械は、整備して、保険に加入のうえ、ファームサポートに貸し出す。③利用料は、アワーメーターで徴収する。④利用料の3分の1を償却費として還元し、3分の2を修理費・事務費・更新積立費に当てる。⑤移送はJAに委託（5,000円/回）。⑥燃料を満タンにして、返却。使用時間（アワーメーター）を報告する。⑦重大な過失事故の場合の修繕費は、協議する、である。機械の利用料金については、図表5に示してある。田植機8条3,500円、6条3,000円、コンバイン6条17,000円、5条15,000円、防除機5,000円、飼料稲収穫機コンバイン・ラッピングマシン・クリッパー23,500円、となっている。なお、当面の対象機械は、2013年度は、田植機5台、防除機・管理機3台、コンバイン5台であり、稼働面積は、田植え92.6ヘクタール、防除69ヘクタール、刈り取り92.6ヘクタールとなっている。機械更新では、図表6に示すように、コンバイン6条1台は、重兼農場2,225,000円、さだしげ2,225,000円、いなき2,225,000円、かみみなが2,225,000円で持ち分し、田植機8条1台については、重兼農場1,375,280円、さだしげ1,375,280円、いなき1,375,280円の持ち分で、経営強化準備金を取り崩して拠出している。

それでは、こうした「ファームサポート東広島」の取り組みは、どのような効果をもたらしているかを見てみたい。まず、①活用可能な機械台数が

増えることで、1日の処理面積が増え、結果として期間の短縮・適期作業が可能になっている。また、②オペレーターの相互派遣が可能になっている。必要な時に増員を可能にしているわけである。③故障時に予備機を充当することで、作業の中断が生じない。④稼働率の向上で、償却費の削減・償却期間の短縮が可能になっている。つまり、最新機械への早期更新に対応できることである。⑤農業機械の更新資金が1,000万円単位で減少する。機械更新に要する拠出金を持ち分として分担することによる縮減効果である。最後に、⑥事業が拡大することによって、常時雇用（後継者）の導入の可能性が出てきているということである。もちろん、反面では課題も存在している。例えば、①法人格をもっていないのでリース事業の利用ができないこと、②格納庫がないこと、③機械更新の見極めが困難であること、④常時従事者の通年事務量の確保などである。現在はパート雇用1名がいるが、常時雇用を考えると、通年事務量を確保していく必要があるわけである⁹⁾。

今後の方向性としては、量的規模拡大では、①作業受託事業の実施（この点では、東広島市農業公社にオペレーター登録をしている）、②新規組合員の加入による組織拡大、それによる利用率向上と予備機の余裕解消、③他地域とのネットワーク連携、具体的には県北の機械利用組織である「株式会社大朝農産」との連携である。とくに、県下の法人がまとまって資材や機械の購入をすれば、億単位の発注になるので、対メーカーの価格交渉

図表5 利用料金

| 作業機械 | 利用料(円/アワーメーター) | 25年度10a推定 |
|--------|-------------------------------------|-------------|
| 田植機 | 8条:3,500円・6条3,000円 | 1,394円/10a |
| コンバイン | 6条:17,000円・5条:15,000円 | 7,559円/10a |
| 防除機 | 5,000円 | 490円/10a |
| 飼料稲収穫機 | コンバイン・ラッピングマシン・クリッパー 23,500円/10a | 23,500円/10a |

注:ファームサポート東広島資料による。

図表6 機械更新に要した拠出金内訳

| 種類 | 型式 | 購入金額 | 重兼農場 | さだしげ | いなき | かみみなが |
|-------|----|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| コンバイン | 6条 | 8,900,000 | 2,225,000 | 2,225,000 | 2,225,000 | 2,225,000 |
| 田植機 | 8条 | 4,125,840 | 1,375,280 | 1,375,280 | 1,375,280 | 0 |
| | | 13,025,840 | 3,600,280 | 3,600,280 | 3,600,280 | 2,225,000 |

注:ファームサポート東広島資料による。

力も大いに高まる可能性があるわけである。次いで、質的規模拡大では、①大豆・麦等耕作関連部門への拡大、②専属オペレーターによる作業実施である。そして、最後に、コスト削減では、①資材の共同購入（肥料・農薬・各種営農資材）、②水稲苗共同育苗・育苗後のハウス活用、③農産物共同販売（加工メーカー・卸・中食企業・福祉施設・学校・病院）、である。いずれも、今後の可能性であるが、現在の「ファームサポート東広島」の事業を拡大・継続していけば、必然的に展望される方向性といえる⁽¹⁰⁾。以上、集落営農法人間連携の事例として、「ファームサポート東広島」の取り組みを見てきた。集落営農は、機械作業を組織オペレーターが担当し、水・畦畔管理は地権者が担当するという仕組みをもつが、この事例を踏まえると、「連合体」がオペレーター作業をおこない、各集落営農が管理作業をおこなうというより広域的な再編となってくる可能性もあるわけである。いずれにせよ、「ファームサポート東広島」の法人化は考えられてはいないが、事実上はそうした「三階建」の機能を有しているということができらるであろう⁽¹¹⁾。

4. JAを中心とした集落営農法人間の連携—JA三次—

JAを中心とした集落営農法人間の連携の試みの事例としては、JA三次の事例がある。ここでは、JA三次の取り組みを見てみたい。JA三次管内では、1980年代から集落を単位に農家相互の連絡調整や機械共同利用を目的とする営農集団組合の設立が進められた。しかし、任意組織である営農集団組合は、農地の利用権設定ができない。また、任意組織であるために内部留保ができず、機械の更新ができない事例が多かった。その後2001（平成13）年以降、広島県の集落営農法人設立推進運動の展開にともなって、県の普及指導組織・北部農業技術指導所（三次市）では、営農集団組合を対象として集落営農法人の設立を働きかけ、その結果として法人設立に向けた話し合いが集落単位で活発になった。

JA三次でも、県の北部農業技術指導所との密

接な連携体制で、集落営農法人の設立を推進し、とくに2001（平成13）年にスタートした「第二次中期計画」において集落営農法人を重点課題と位置づけ、その後の「営農振興計画」にも引き継ぎ、2020（平成32）年までの将来ビジョンとして、50法人設立、水田カバー率25パーセントを掲げている⁽¹²⁾。ところで、何故JAが集落営農法人化を進める必要があるかという点については、①個別で農地を守ることが困難となりつつあるなかで、高コスト個別経営は限界にきており、集落全体が共同して農地を守り、効率的な経営形態へ取り組む必要があること、②JAの組織基盤は集落であり、集落崩壊はJAの崩壊につながること、③JAが積極的に地域農業に関わっていかないと何が起きるかわからないこと、④農業を守り、地域を守ることは、JA本来の使命であり、集落営農法人育成支援は当然の機能であること、としている。こうしたなかで、担い手支援体制としては、2004（平成16）年には営農経済部に営農支援課という専門部署を設けて熱心に支援を続けている。その結果、図表7に掲示したように、2013（平成25）年3月末現在、31の集落営農法人が設立されている。集落ぐるみ型の農事組合法人、個別担い手を中心としたオペレーター型の株式会社など多様な組織形態の法人が設立されている。集落営農法人の経営面積は、図表7によれば、合計777.5ヘクタールである。管内水田の集積率は17パーセントとなっている。

JA三次管内に集落営農法人が多数設立された段階の2004（平成16）年4月、そのネットワーク組織として「JA三次集落法人グループ」が結成された。事務局については、2010（平成22）年4月から営農支援課を廃止して営農企画課を設けたのにもない、現在は営農企画課が担当している。事業経費は年間160万円程度で、JAは20万円、市と政策金融公庫から各40万円の助成を受けているほかはメンバー法人の負担で運営されている⁽¹³⁾。図表7を見ると、管内31法人のうち、3法人が未加盟である。これは、米の販売について独自の提携先があるなど、法人グループの統一ブランドによるJAルートの販売

メリットを共有できないことが関係している。
 ところで、JA三次の集落営農法人の広域的な
 連携活動として注目できるのが、三つのネット

ワーク、つまり、「大豆ネットワーク」「農産加工
 ネットワーク」「農機共同利用ネットワーク」で
 ある。図表8を見ると、まず、「大豆ネットワーク」

図表7 JA三次管内集落法人一覧

【集落法人グループ】

| 地区 | 設立年度 | 組織名 | JA出資 | 経営面積 ha | |
|-----|---------------|-----------------|----------------|------------|------|
| 東部 | 川西 | 15年 | 農事組合法人 海渡 | | 33.9 |
| | | 17年 | 農事組合法人 三若 | ○ | 30.8 |
| | 神杉 | 4年 | 農事組合法人 神杉農事組合 | | 56.1 |
| | | 22年 | 農事組合法人 辻塚 | ○ | 25.1 |
| | 和田 | 18年 | 農事組合法人 ファーム紙屋 | ○ | 20.5 |
| | | 19年 | 株式会社 福田農場 | | 42.4 |
| | 田幸 | 18年 | 農事組合法人 畑原 | ○ | 24.3 |
| | | 20年 | 農事組合法人 糸井 | ○ | 16.2 |
| | | 25年 | 農事組合法人 田幸西部 | ○ | 13.6 |
| 西部 | 川地 | 17年 | 農事組合法人 志和地 | ○ | 45.4 |
| | 清河 | 18年 | 農事組合法人 ファームあおが | ○ | 28.3 |
| 北部 | 河内 | 24年 | 農事組合法人 東河内の里 | ○ | 11.8 |
| | | 14年 | 農事組合法人 高幡 | | 20.2 |
| | 君田 | 22年 | 西入君 農事組合法人 | ○ | 10.2 |
| | | 23年 | 農事組合法人 東の郷 | ○ | 11.4 |
| | | 20年 | 農事組合法人 本谷 | ○ | 24.5 |
| | 布野 | 20年 | 農事組合法人 むろだに | ○ | 14.9 |
| | | 21年 | 農事組合法人 ちはや | ○ | 17.3 |
| | | 18年 | 農事組合法人 おおやま | | 10.0 |
| | 三良坂 | 20年 | 株式会社 ライスファーム藤原 | | 62.8 |
| | | 22年 | 農事組合法人 はいづか | ○ | 16.1 |
| 三和 | 13年 | 農事組合法人 ゆうファーム敷名 | | 16.7 | |
| | 14年 | 農事組合法人 かみやま | | 27.7 | |
| | 14年 | 農事組合法人 飯田 | | 11.5 | |
| | 17年 | 農事組合法人 なひろだに | ○ | 39.5 | |
| | 19年 | 農事組合法人 上坂木 | ○ | 50.2 | |
| | 20年 | 農事組合法人 大か | ○ | 29.2 | |
| 22年 | 農事組合法人 ファームみわ | ○ | 10.6 | | |

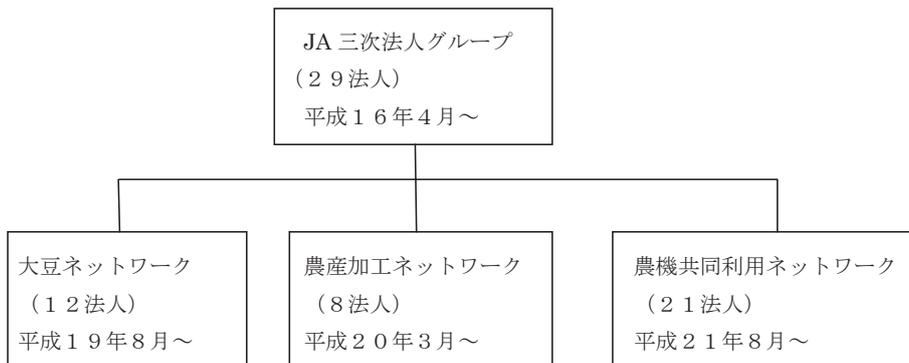
【その他】

| | | | | |
|----|-----|-------------|--|------|
| 三和 | 20年 | 上郷営農有限会社 | | 16.5 |
| | 15年 | 有限会社 土の会 | | 12.1 |
| 吉舎 | 22年 | 有限会社 ファーム有重 | | 27.1 |

19 777.5

注：経営面積は水張り面積である。平成25年3月末。

図表8 広域法人ネットワーク



注：JA 三次資料より作成。

は2006（平成19）年8月にスタートした連携活動である。現在は12法人が参加している。大豆栽培用機械（播種機・コンバイン・防除機等）をもたない法人、あるいはオペレーターを確保できない法人も作業委託や機械の共同利用を通じて大豆生産に取り組むことが可能になり、大豆加工をおこなっている法人や地元加工グループ、豆腐店などの実需者も地元産大豆を安定的に確保することができる。つまり、地域内の大豆用機械や施設の稼働率をあげることによって法人相互の生産コスト削減と経営体質強化に資することができるわけである。JA三次は事務局として、①大豆の団地化・連担化の指導、②作業受委託の調整・斡旋、③実需者と結びついた販売先確保と大豆価格の安定化、などの機能を担っている⁽¹⁴⁾。

次に、「農産加工ネットワーク」は2008（平成20）年3月にスタートし、現在8法人が参加している。このネットワークは、①法人の収益拡大・経営の安定化、②高齢者・女性の生きがいや雇用の創出、③元気な地域づくり、を目的として組織されている。具体的には、パン、菓子、惣菜、豆腐、味噌、揚げ物などが作られ、法人グループにおいて相互に情報交換をおこないながら、農産加工に取り組んでいるわけである。このことは、法人が連携することで、自前の加工施設をもたなくても、加工技術を持った人材がいない法人でも、また原料農産物を直接生産できなくても、加工の受委託システムを導入することで農産加工事業が展開できることを意味している。こうして、法人が連携することによって、農産加工の新たな取り組みとなっている⁽¹⁵⁾。

三番目に、「農機共同利用ネットワーク」は、2009（平成21）年8月にスタートしている。現在は21法人が参加している。このネットワークの目的は、過剰設備投資の抑制による法人経営の安定化である。第一弾として、マニアスプレッダ2台が導入されている。今後も農業機械の共同利用のための導入が予定されている。このネットワークを通じて、環境保全型農業・資源循環型農業の更なる推進とともに、実需者と結びついた安全・安心な三次産米の安定供給を結果として進めることになるのである⁽¹⁶⁾。

以上の三つのネットワークを通じて、集落営農法人間の連携、広域組織化がおこなわれてきている。それでは、それを前提にすると同時に推進しているJA三次の営農支援のあり方はどのような特徴をもっているのかが問題となる。この点では、営農企画課が事務局として組合員の主体的・自律的活動を支援している。①設立に向けた地域合意形成、設立事務支援である。これは具体的なニーズの掘り起こし、集落での研修会・勉強会の開催から始まり、発起人会の設立、定款・規定・営農計画の作成、利用権設定・登記事務等のアドバイスに及んでいる。基本的にはすべての話し合いに参加して、関係機関と一体的な支援をおこなうわけである。②JAの総合力を発揮した事業支援。具体的には、まず米の買い取り販売である。これは「集落法人グループ」の法人が生産した米を、毎年11月に買い取り集荷している。この買い取り集荷の場合には、11月末にJAへ販売した時点で、集落営農法人に確定した販売代金が支払われる。したがって、法人の資金繰りが楽になり、経営支援効果が大きいわけである。次いで、生産コストの低減支援である。これは、肥料・農薬の大口利用に係る供給取引対策で、値引きがなされるわけである。これには法人設立後の大型営農ローン（農機ハウスローン、農業サポートローン、アグリスーパー資金、担い手支援ローンなど）、カントリーエレベーター利用料金の軽減といった経営支援が加わっている⁽¹⁷⁾。そして、最後に、JA出資支援として、「地域出資額の3分の1以内で、最高500万円以内」の出資がある。こうして、JAの総合力を発揮した事業支援では、農業所得の最大化を目指した生産から販売までの一体的指導がおこなわれているわけである。JA三次全体としては、①売れる米づくりの実践として、既述の米の買い取り販売による農業所得の最大化と同時に、温湯種子消毒の普及拡大、フレコン堆肥供給システムの確立、エコファーマー認定の取得（2014年時点で21法人）、特別栽培米の生産拡大、が目指されている。また、②稲作依存から経営高度化への対応として、アスパラガスの導入、水田放牧の普及、農産加工へのチャレンジ、を進めている。こうしたなかで、地域農業の担い

手として、集落営農法人を位置づけ、その連携事業としてさまざまな試みをおこなっている。そして、結果として、JA三次の集落営農法人の広域連携は大きな効果をあげているわけである。今後は、地域として職員を雇用したり、オペレーターを雇用したりということを考えると、「集落法人グループ」の法人化ということも課題となってくるであろう。すでに一部の法人間では話し合いがなされているが、全体的な話し合いになれば、近い将来法人化もありうると思えることができる。

5. おわりに

以上、集落営農法人間の連携について3つの事例を見てみた。これらの事例において共通しているのは、機械共同利用である。ここでは、以上の法人間連携の形成要因をまとめてみたい。まず、「大規模農家を中心とした集落営農法人間の連携」では、大豆と飼料稲の転作機械の共同利用を出発点としている。大規模農家を中心として、地域の集落営農法人が連携して転作の機械共同利用を進めた背景には、大型機械の共同での導入、共同での利用による作業・経営の合理化があげられる。この点は、「JAを中心とした集落営農法人間の連携」にも共通している。「大規模農家を中心とした集落営農法人間の連携」と異なるのは、この場合では、行政が支援することで、地域の大規模農家と集落営農法人が連携して組織化が進んだ。前者の事例では、JAが主導することで組織化が進んでいる。つまり、集落営農法人などの「担い手経営体」単体での取り組みではなくて、行政やJAが支援することで組織化が実現している点に注目できるわけである。単に「担い手経営体」を育成するのではなくて、地域農業全体の構造の構築のなかに位置づけられているのである。

次に、「集落営農法人間の連携」の事例を見てみたい。この場合は、集落営農法人自体が主体となって、組織化・連携が進んだ点が注目できる。もちろん、こうした取り組みが進んだ背景には、地域で最も早く設立した集落営農法人の後継者問題がある。つまり、設立後20年を経過した集落営農法人では、「経営者」と「オペレーター」の

後継者が不足している。こうした集落営農法人単体には完結できなくなった作業の広域化の試みであり、切迫した具体的な課題への対応という面が強い。ただし、こうした対応が法人間連携・広域化に結びついた要因には、地域単位に設立された「連絡協議会」の存在があった点に特徴があるといえる。要するに、以上のところからは、集落営農法人間の連携・広域化は、集落営農法人単体の設立ということだけではなくて、地域農業全体の構築を前提にしているということである⁽¹⁸⁾。

更に、事例に見る集落営農法人間の連携・広域化から、今日の連携・広域化の展開方向について見てみたい。3つの事例の検討から、集落営農法人間の連携・広域化の展開方向は、転作における機械の共同利用、あるいは転作に限らない機械の共同利用から始まっていることがわかる。そのうえで、株式会社大朝農産とJA三次の場合は、資材の共同購入、農産物の共同販売にまで進んでいる。機械の共同利用は、農業機械の稼働率を踏まえて、より合理的に共同で機械利用をおこなうことで生産コストを下げ、また機械共同利用をおこなううえでは、生産する品目を統一し、作業時期を取り決めるなどの協定が必要になる。そして、協定を結んだうえでの機械共同利用は肥料・農薬などの資材の共通化と共同購入につながり、一括共同購入によるコスト削減効果も期待できる。更にその先には、共通の履歴をもつブランド化、共同販売に進むということも当然あるだろう。こうした方向性は、株式会社大朝農産の事例に見るように、生産から販売までの機能を担う「ミニ農協」化ともいえるであろう。

他方、JA三次の事例では、JAが集落営農法人を支援することで十分に発揮できる機能でもあり、必ずしも広域組織化による経営の一体化が展開の方向性だということとはできない。したがって、転作機械共同利用から始まって、資材の共同購入・共同販売へと至るプロセスだけが集落営農法人の展開方向であるわけではない。要はそれぞれの地域の担い手が自ら選択・発展していく展開方向を模索する必要性があり、上からの鑄型にはめるような政策・戦略は慎むべきであろう。

現在の集落営農法人には、これまでの「転作や

事業に対応する」だけでなく、「集落の農地を守る」、更には集落や地域農業の「持続できる担い手」として発展していくことが求められている。そして、地域に根差した営農活動を展開するなかから、次代の担い手を生み出していくことも求められている。しかし、高齢化の進展、米価の急激な下落などが進むなかで、集落営農法人の活動の充実、発展は簡単なことではない。このため、今後の集落営農法人活動の視点として、個々の集落営農法人の活動を充実・発展させていく一方で、地域の大規模農家と連携しながら発展していく「担い手との連携」、集落営農法人間での作業受託や共同購入、共同販売をおこなう「組織間連携」、いくつかの集落営農法人が集まり新たな法人としてスタートする「組織再編」などといった幅広い視点をもつことが重要となっているのである⁽¹⁹⁾。

注

- (1) 2013年2月時点で、都府県の集落営農を構成する農業集落が27,800に達しており、その全農業集落132,041に占める割合が21パーセントとなっている。同様に、集落営農が集積する農地が経営耕地面積に占める割合が17パーセント、集落営農を構成する農家の総農家に占める割合が22パーセントに至っている（農林水産省『集落営農実態調査報告書』2013年12月）
- (2) 食と農林漁業の再生実現会議「我が国の食と農林漁業の再生のための中間提言」内閣官房、2011年8月、3頁。
- (3) 集落営農法人間の連携の前提となる集落営農組織化の動向については、かつて論じたことがある。秋葉節夫「庄内地域における集落営農組織化の動向」広島大学大学院総合科学研究科『社会文化論集』第12号、2011年、秋葉節夫「岡山県における集落営農組織化の動向」広島大学大学院総合科学研究科『環境科学研究』第7巻、2012年、を参照されたい。
- (4) 株式会社大朝農産の取り組みをとりあげたものとしては、田代洋一『混迷する農政 共同する地域』筑波書房、2009年、楠本雅弘『進化する集落営農』農文協、2010年、福田竜一「集落営農法人が担う地域農業の変革」農林中金総合研究所『農林金融』2011年2月号、小林元「地域づくりにおける集落営農の位置付け」『JC総研レポート』第20号、2011年、がある。また、株式会社大朝農産設立以前の旧大朝町の集落営農の動向については、田代洋一編『日本農業の主体形成』筑波書房、2004年、を参照されたい。
- (5) 株式会社大朝農産の設立の経緯としては、福田竜一、前掲論文のほか、株式会社大朝農産「設立の経緯 会社及び事業の概要」2014年、を参照されたい。
- (6) 株式会社大朝農産、前掲資料、3頁、および2014年9月の聞き取りによる。
- (7) ファームサポート東広島の取り組みについては、小林元、前掲論文、のほか、田代洋一『地域農業の担い手群像』農文協、2011年、が触れている。
- (8) 本山博文「ファームサポート東広島の設立経緯と概要」2014年、30～31頁。
- (9) 本山博文、前掲資料、33頁、および2014年8月の聞き取りによる。
- (10) 2014年8月の聞き取りによる。
- (11) 「三階建て」方式については、小林元、前掲論文、37頁に詳しい。
- (12) JA三次「担い手支援について」2014年、2頁。なお、JA三次の取り組みをとりあげたものとしては、稲垣伸司「『集落農場型農業生産法人』とJAの連携」『JA総研レポート』第10巻、2009年、のほか、楠本雅弘、前掲書、福田竜一、前掲論文、小林元、前掲論文、がある。
- (13) JA三次、前掲資料、2頁、および2014年8月の聞き取りによる。
- (14) JA三次、前掲資料、4頁、および2014年8月の聞き取りによる。
- (15) JA三次、前掲資料、4頁、および2014年8月の聞き取りによる。
- (16) JA三次、前掲資料、4頁、および2014年8月の聞き取りによる。
- (17) 2014年8月の聞き取りによる。
- (18) 「地域農業」システムの概念については、田代洋一『混迷する農政 協同する地域』が最も広く整理している。
- (19) 森本秀樹は、兵庫県での集落営農法人の取り

組みを整理するなかで、今後の営農組織活動の視点として、「未組織集落との再編・連携」、「担い手との連携」、「組織間連携」、「組織再編」を位置づけている（森本秀樹「進む営農組織の連携と再編」『農業と経済』第78巻第5号、2012年、84頁）。

文 献

秋葉節夫、「庄内地域における集落営農組織化の動向」
広島大学大学院総合科学研究科『社会文化論集』、
第12号、2011年。
秋葉節夫、「岡山県における集落営農組織化の動向」
広島大学大学院総合科学研究科『環境科学研究』、
第7巻、2012年。
稲垣伸司、「『集落農場型農業生産法人』とJAの連携」『JA
総研レポート』、第12巻、2009年。
楠本雅弘、『進化する集落営農—新しい「社会的協同
経営体」と農協の役割—』農文協、2010年。
株式会社大朝農産、「設立までの経緯 会社及び事業

の概要」、2014年。
小林元、「地域づくりにおける集落営農の位置付け」『JC
総研レポート』、第20号、2011年。
JA三次、「担い手支援について」、2014年。
田代洋一編、『日本農業の主体形成』筑波書房、20
04年。
田代洋一、『混迷する農政 協同する地域』筑波書房、
2009年。
田代洋一、『地域農業の担い手群像—土地利用型農業
の新展開とコミュニティビジネス—』農文協、2
011年。
農林水産省、『集落営農実態調査報告書』農林統計協会、
2013年12月。
福田竜一、「集落営農法人が担う地域農業の変革」農
林金融総合研究所『農林金融』、2011年2月号。
本山博文、「ファームサポート東広島の設立経緯と概
要」、2014年。
森本秀樹、「進む営農組織の連携と再編」『農業と経済』
第78巻第5号、昭和堂、2012年。